

仕事と家庭の両立ハンドブック

一般職員版



このハンドブックは、岩手県職員のみなさんが、仕事と家庭の両立のために活用できる制度についてまとめたものです。
制度利用の参考として、活用してください！

令和8年4月 改訂
総務部人事課

目次

【仕事と家庭の両立のための制度 ～子育て編～】

1 妊娠が分かたら	
（1）育児支援計画シートの作成と所属長との面談	2
（2）妊娠中の業務負担軽減（女性職員）	2
（3）妊娠中の健康保持のための休暇（女性職員） つわり休暇、妊産婦の保健指導等、妊婦の休息时间、妊婦の通勤緩和	2
2 出産前後になったら	
（1）産前休暇（女性職員） <input checked="" type="checkbox"/> 掛金等の免除	3
（2）産後休暇（女性職員） <input checked="" type="checkbox"/> 掛金等の免除	3
（3）男性職員が取得できる休暇 配偶者出産休暇、男性職員の育児休暇	3
（4）扶養手当・児童手当 <input checked="" type="checkbox"/> 手当の支給	4
（5）出産費（出産費附加金）・家族出産費（家族出産費附加金） <input checked="" type="checkbox"/> 給付金	4
（6）誕生祝金 <input checked="" type="checkbox"/> 給付金	5
3 育児休業をするとき	
（1）産後パパ育休（男性職員）	6
（2）育児休業	6
（3）産後パパ育休と育児休業の手続き等について <input checked="" type="checkbox"/> 給付金 <input checked="" type="checkbox"/> 掛金等の免除	6
4 職場復帰をしたら	
（1）勤務時間の短縮 育児時間、育児のための部分休業、育児短時間勤務	10
（2）勤務時間の調整等 早出遅出勤務、子育て等の個人事情に基づく時差通勤、フレックスタイム、 在宅勤務	11
（3）育児をする職員の業務負担軽減	12
（4）共済組合の掛金に係る特例等 標準報酬月額の変定と3歳未満の子を養育する特例	12
（5）その他 職員駐車場の利用拡大、定期人事異動における庁内公募制度	13
5 子どもや家族が病気やケガをしたら	
子の看護等休暇、乳幼児等の介助休暇	13
○育児休業の制度活用事例	14
○育児に関する参考情報	15

【仕事と家庭の両立のための制度 ～介護編～】

家族に介護が必要になったら

(1) 勤務時間の調整	17
早出遅出勤務、子育て等の個人事情に基づく時差通勤、フレックスタイム		
(2) 短期介護休暇	17
(3) 子の看護等休暇	17
(4) 介護休暇 回給付金	17
(5) 介護時間	18
(6) 介護をする職員の負担軽減	18
(7) その他	18
○休暇制度等と介護サービスの活用例	19
○介護に関する参考情報	20

【その他参考情報】

○休暇・休業等概要の一覧	22
○育児・介護支援相談窓口	24
○問い合わせ先	24
○付録(給与等影響試算シート、各種様式)	25

休暇・休業等制度概要の一覧

制度の種類	利用対象		給与・給付等	制度の概要等		
	男性	女性				
産前産後の女性職員を対象とした休暇制度等	業務負担軽減	○	-	(概要)	妊娠中の職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度	
	つわり休暇	○	有給	(概要)	妊娠に起因する障害により勤務することが困難な場合に取得できる休暇	
				(期間)	妊娠中の期間	
				(その他)	10日(時間単位での分割可)	
	妊産婦の保健指導等	○	有給	(概要)	妊娠中又は出産後1年以内の職員が、保健指導又は健康診査(妊産婦健診)を受ける場合に取得できる休暇	
				(期間)	妊娠中又は出産後1年以内	
				(その他)	妊娠～満23週 1回/4週、～満35週 1回/2週、～出産 1回/1週、産後1回、なお医師等の特別な指示があった場合は指示された回数 各1日	
	妊婦の休息時間	○	有給	(概要)	妊娠中の職員が、母体又は胎児の健康保持のため、適宜休息し、又は補食する場合に取得できる休暇	
(期間)				妊娠中の期間		
(その他)				必要な時間		
妊婦の通勤緩和	○	有給	(概要)	妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、勤務時間の始め又は終わりに取得できる休暇		
			(期間)	妊娠中の期間		
			(その他)	1日1時間を超えない範囲(出勤時に30分、退勤時に30分という分割取得も可)		
産前休暇	○	有給	(概要)	産前6週(母性保護の場合には8週、多胎妊娠の場合には14週)前から出産の日までの期間に取得する休暇		
産後休暇	○	有給	(概要)	産前6週(母性保護の場合には8週、多胎妊娠の場合には14週)前から出産の日まで		
			(期間)	出産の日の翌日から8週間までの期間に取得する休暇		
育児休業等	産後パパ育休	○	無給・手当金あり	(概要)	子の出生の日から8週間までの期間に取得できる休業	
				(期間)	子の出生の日から8週間まで、2回に分割可	
	育児休業	○	○	無給・手当金あり	(概要)	子が3歳に達するまでの間に取得できる休業
					(期間)	子が3歳に達するまで、2回に分割可(産後パパ育休の取得状況に関わらず取得可)
	育児短時間勤務	○	○	勤務時間に応じた給与額・手当金あり(条件あり)	(概要)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することができる制度
					(期間)	子が小学校就学の始期に達するまで
	育児のための部分休業	○	○	勤務時間に応じた給与額・手当金あり(条件あり)	(概要)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度
					(期間)	子が小学校就学の始期に達するまで
育児に関する休暇制度	産後パパ育休	○	○	有給	(概要)	生後1年6月に達しない子を保育するために取得できる休暇
					(期間)	子が生後1年6月に達するまで
	配偶者出産休暇	○	○	有給	(概要)	・1日2回各1時間取得可(勤務時間の始めと終わりに各1時間、休憩時間の前後に各1時間など)。ただし、年次休暇や特別休暇等により1日の勤務時間の全てを勤務しない場合には取得不可 ・男性職員は、妻が子を保育することができる場合には取得不可
					(期間)	入院等の日から出産の日後2週間以内
配偶者出産休暇	○	○	有給	(概要)	妻が出産する場合で、職員が妻の出産に係る入退院の付添い、出産時の付添い、入院中の世話、子の出生届出等をする場合に取得できる休暇	
				(その他)	3日(時間単位での分割可)	

制度の種類	利用対象		給与・給付等	制度の概要等	
	男性	女性			
育児に関する休暇制度	○	○	有給	(概要)	妻が出産する場合で、その出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために取得できる休暇
				(期間)	出産予定日の6週間(母性保護の場合には8週間、多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日以後1年を経過する日まで
				(その他)	5日(時間単位の分割可)
子の看護等休暇	○	○	有給	(概要)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、配偶者、父母等を看護するために取得できる休暇、学校等が学級閉鎖等になり子の世話が必要な場合や学校等が主催する行事に参加する場合も取得可
				(その他)	年5日(対象となる子が2人の場合は年10日、3人以上の場合は年12日、時間単位での分割可)
乳幼児等の介助休暇	○	○	有給	(概要)	職員の保護する9歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者が予防接種や健康診断等受ける場合で、その介助をするために取得できる休暇
				(その他)	必要と認められる期間(1時間単位)
介護に関する制度	○	○	有給	(概要)	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行うために取得できる休暇
				(期間)	年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日、時間単位での分割可)
	○	○	無給・手当金あり	(概要)	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護をするために取得できる休業
				(期間)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに通算して6月の期間内(3回に分割可)
○	○	勤務時間に応じた給与額	(概要)	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護をするために取得できる休業	
			(期間)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続して3年の期間内	
子の看護等休暇(再掲)	○	○	有給	(概要)	配偶者、父母等を看護するために取得できる休暇
その他	○	○	有給	(概要)	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である場合に取得できる休暇
				(その他)	年5日(①体外受精及び顕微授精又は②①以外の不妊治療のため、医療機関への移動及び治療の時間を合わせて4時間程度要するものに該当する場合には年10日、時間単位での分割可)
	○	○	-	(概要)	小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子のある職員は、1日の勤務時間は7時間45分のまま、始業時間を変更できる制度
				(その他)	始業時間を午前8時又は午前9時に設定
	○	○	-	(概要)	子育て、介護又は通勤等による負担を軽減するため、1日の勤務時間は7時間45分のまま、始業時間を変更できる制度
				(その他)	始業時間を午前7時30分、8時、9時又は9時30分に設定
	○	○	-	(概要)	小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校等に就学する子を養育する職員、要介護者の介護をする職員等は、1日の勤務時間を任意に設定できる制度
				(その他)	1～4週のうち選択する期間において1週間当たりの勤務時間は38時間45分として、1日の勤務時間を任意に設定
○	○	-	(概要)	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員の超過勤務を免除する制度	
○	○	-	(概要)	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務を制限する制度	
○	○	-	(概要)	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度	